

3 源泉所得税

3-1 課税状況

(6) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	源泉分離（選択）課税適用分	
	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等	千円 97,805,547	千円 17,067,068	千円 8,324,374	千円 —	千円 —
公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	106	16	—	—	—
計	97,805,653	17,067,084	8,324,374	—	—

調査対象等：この表は、配当等の支払者から平成17年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（配当等の支払調書）」及び平成16年2月から平成17年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(注) 1 「非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）に規定する非課税分である。

2 「一般課税分」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。

なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。

(7) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	28,043,607	1,960,535

調査対象等：平成16年2月から平成17年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(8) 給与所得、退職所得の課税状況

区 分	官 公 庁			そ 人 員
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
給与	人	千円	千円	人
給与 { 俸給・給料・賞与 所得 { 日雇労働者の賃金 計	876,154	2,719,994,208	111,041,367	3,693,327
	—	9,609,009	189,332	—
	—	2,729,603,217	111,230,699	—
退 職 所 得	21,669	243,851,162	5,402,785	72,324
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の	—	—	—	2

調査対象等：平成16年分の給与所得、退職所得の源泉所得税について、平成17年4月30日までに提出された「法定資料合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成16年2月から平成17年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

用語の説明：1 法定資料とは、各税法の法規に基づき税務署長に対し提出が義務づけられている資料をいう。現在、法定調書としては「給与所得の源泉徴収票」や「報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書」など、所得税法で39種類、相続税法で4種類、租税特別措置法で6種類及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律で1種類の合計50種類が規定されており、それぞれ提出期限、様式等が定められている。

合 計		区 分
支 払 金 額	源泉徴収税額	
千円	千円	
106,129,921	17,067,068	利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等
106	16	公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配
106,130,027	17,067,084	計

の 他		合 計		
支 払 金 額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
千円	千円	人	千円	千円
8,471,470,492	307,964,473	4,569,481	11,191,464,700	419,005,840
116,889,267	1,658,609	—	126,498,275	1,847,941
8,588,359,758	309,623,082	—	11,317,962,975	420,853,781
246,656,901	5,018,799	93,993	490,508,063	10,421,584
—	269	2	—	269

2 徴収猶予とは、通常の法定期限に徴収しないで一定の期間徴収手続を猶予すること。したがって、一定の期間法定の納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。